

資料提供

令和3年3月12日

県民生活環境部次長 栗田 茂樹
(担当：課長補佐 佐藤 029-301-2946 内線 2943)
防災・危機管理部防災・危機管理課長 飛田 聡志
(担当：課長補佐 大高 029-301-2875 内線 2881)
農林水産部畜産課長 鴨川 修
(担当：課長補佐 高橋 029-301-3982 内線 3980)

栃木県の死亡野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルス
確定検査陽性に伴う野鳥の監視強化の継続について

＜環境省、栃木県、群馬県、埼玉県同時発表＞

栃木県栃木市で、3月3日（水）に回収され、簡易検査で陽性となったノスリ1羽の死亡個体について確定検査の結果、本日、高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5N8 亜型）が検出された旨の報告がありました。

3月3日に環境省が指定した野鳥監視重点区域内に古河市の一部が含まれることから、本県重点区域内の野鳥の監視強化を継続します。

1. 経緯

- 3月3日（水）
- ・栃木県栃木市でノスリ1羽の死亡個体を回収
 - ・簡易検査を実施したところ、A型鳥インフルエンザウイルスの陽性反応
 - ・環境省が回収地点の周辺10km圏内を野鳥監視重点区域に指定し、野鳥の監視を強化
- 3月12日（金）
- ・農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門が確定検査を実施した結果、高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5N8 亜型）が検出

2. 今後の対応

- (1) 引き続き環境省、栃木県、群馬県、埼玉県と連携し、野鳥監視重点区域内における野鳥の監視を一層強化します。
- (2) 「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」(http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/manual/pref_0809.html)に掲載)に準じて、野鳥の監視強化を始めとした対応を行います。
- (3) 野鳥サーベイランスにおける全国の対応レベルは、令和2年11月5日付けで最高レベルとなる「対応レベル3」に引き上げられており、本県においても野鳥の監視強化を継続します。
- (4) 養鶏農家等に対する情報提供と注意喚起、消毒の徹底・防鳥ネットの整備等の徹底を継続指導します。

3. 留意事項

- (1) 鳥インフルエンザウイルスは、感染した鳥との濃密な接触等があった場合を除いて、人には感染しないと考えられています。日常生活においては、鳥の排泄物等に触れた後には手洗いとうがいをいただければ、過度に心配する必要はありませんので、冷静な行動をお願いします。
- (2) 周辺地域のみならず県民の皆様におかれては、「野鳥との接し方について」に十分留意されるようお願いいたします。

https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/2017yachotonosessikata.pdf

【取材について】

現場での取材は、ウイルスの拡散や感染を防ぐ観点から、厳に慎むようお願いいたします。

【参考情報】

下記のホームページで高病原性鳥インフルエンザに関する様々な情報を提供しています。

環境省HP (http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/index.html)

県自然環境課HP

(<https://www.pref.ibaraki.jp/seikatsukankyo/shizen/chojyuhogo/shibo.html>)